

事務連絡
令和2年4月1日

保護者様

富士宮市教育委員会
(学校教育課)

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

日頃より本市の教育活動に対しまして、多大なる御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、3月3日より臨時休業を実施し新型コロナ感染拡大防止を図ってきたところですが、残念ながら富士宮市で患者の発生が確認されました。

つきましては、今後、市内各校の児童生徒等が感染した場合、もしくは、児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合には、文部科学省「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」に基づいて下記のように対応いたします。

大変御迷惑をおかけしますが、子供たちや御家族の安心・安全を確保するための措置として、何卒、御理解と御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 感染した児童生徒が、発熱や咳等の症状が出ている状態で登校していた場合
 - ・学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業を速やかに行う。
 - ・臨時休業の規模および期間については、保健所等と十分相談する。
- 2 感染した児童生徒が、発熱や咳等の症状が出ていない状態で登校していた場合
 - ・臨時休業の必要性について保健所等と相談の上、判断する。
- 3 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
 - ・各学校において、当該児童生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止とする。出席停止の措置を取る期間の基準は、濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
 - ・臨時休業の必要性について保健所等と相談の上、判断する。
- 4 教職員が感染者及び濃厚接触者に特定された場合
 - ・上記と同様に、保健所等と相談の上、臨時休業を判断する。